

[3] その他の事項**(1) 大津市景観計画、古都大津の風格ある景観をつくる基本計画**

平成16年6月に施行された景観法に基づき、平成18年2月に「大津市景観計画」を策定した。本計画は、歴史的風土を守り、生かしながら、古都にふさわしい風格あるまちづくりを進めるために平成16年3月に制定した「古都大津の風格ある景観をつくる基本条例」、これに基づき策定した「古都大津の風格ある景観をつくる基本計画」を踏まえ、「水・緑・人が織りなす古都のかがやき」を基本理念とし、「水が煌きらめく景観」、「緑が薫かおる景観」、「歴史を育はぐくむ景観」の3つの基本目標を実現するため、市民と行政が協働して取り組む景観づくりの指標として、大津市のあるべき景観像を明確にするとともに、その実現のための規制誘導の基準を定めることを目的としている。

本中心市街地は、都心景観地域の天津・膳所都心地区内に位置し、「大津市の玄関口にふさわしいにぎわいと風格のあるまちなみ景観」や「歴史的建造物を保全、活用した商業施設や歴史的まちなみ景観に調和した低中層の商業施設などの立地を誘導し、歴史性を生かしたにぎわいのあるまちなみ景観」の形成を図ることとしている。

(2) バリアフリー基本構想（再掲）

平成18年の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の施行に伴い、公共交通機関や公共施設等において一体的なバリアフリー推進に向けた基本構想を策定するため、学識経験者、高齢者・障害者団体関係者、市民等からなる「大津市交通バリアフリー推進協議会」において協議が重ねられ、平成23年3月に大津市バリアフリー基本構想を策定した。本構想では中心市街地をエリアに含む「JR大津駅・京阪浜大津駅周辺地区」、「JR膳所駅・京阪膳所駅周辺地区」の2地区をバリアフリー重点整備地区として設定し、平成32年を目標期間として鉄道、道路、施設等管理者等が連携しバリアフリーの整備を図っていくこととしている。

(3) 大津市環境基本計画（第2次）、大津市地球環境保全地域行動計画（アジェンダ21 おおつ）（第2次）、低炭素地域づくり計画

低炭素社会の構築、循環型社会の形成、生物多様性の保全を進めることによる持続可能な社会の構築に向けた取り組みの必要性の高まりから、「大津市環境基本計画」の平成22年度での計画期間満了に伴い、平成23年度から平成32年度までを計画期間とする「大津市環境基本計画（第2次）」を策定した。また、「大津市環境基本計画（第2次）」における地球環境問題への取り組みの考え方を基礎に、地球温暖化対策及び生物多様性の保全を重点的に取り組む問題とし、平成23年度から平成32年度までを計画期間とする「アジェンダ21 おおつ（第2次）」を策定した。

そして、中心市街地においては、中心市街地の一部区域をモデル街区として、「アジェンダ21 おおつ（第2次）」の取り組みを基本に独自施策を加えた「低炭素地域づくり計画」を平成23年度に策定し、低炭素型まちづくりの実現に向けた取り組みを図っていく。